

# 我孫子市水道局公募型競争入札（建設工事以外）実施要綱

平成16年4月20日  
（水）告示第4号

改正 平成18年3月2日（水）告示第3号 平成18年4月13日（水）告示第5号  
平成21年6月1日（水）告示第3号

（趣旨）

第1条 この要綱は、我孫子市水道局が発注する建設工事以外のものに係る公募型競争入札（以下「入札」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第1条の2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）有資格者 我孫子市競争入札参加資格審査に関する規程（平成11年告示第2号）第3条第2項に規定する競争入札参加者登録簿（以下「登録簿」という。）に登録されている者をいう。

（2）市内業者 有資格者のうち次のいずれかに該当する者をいう。

ア 本市に本店を有する者

イ 本市に支店又は営業所（本店の受任事務所として登録簿に登録されているものに限る。以下同じ。）を有し、かつ、継続して10年以上の営業実績を有するもの

（3）準市内業者 有資格者のうち本市に支店又は営業所を有する者で、次の全てに該当する者をいう。

ア 本市に有する支店又は営業所が継続して1年以上の営業実績を有する者、ただし、継続して10年以上の営業実績を有する者を除く。

イ 我孫子市の法人市民税の納税実績を有する者、ただし、減免され非課税となっている者は納税実績を有する者と同様にみなす。

（4）市外業者 市内業者及び準市内業者以外の者をいう。

（入札参加対象者）

第1条の3 この要綱に基づき実施する入札の参加対象者の数は、設計金額又は予算額に応じ、それぞれ次の表に定めるとおりとする。

設計金額又は予算額	入札参加対象者数
500万円未満	5者以上
500万円以上1,000万円未満	6者以上
1,000万円以上5,000万円未満	7者以上
5,000万円以上1億円未満	8者以上
1億円以上	10者以上

2 入札参加対象者は、次のとおりとする。

（1）発注業種について、市内業者が入札参加対象者数を満たす場合は、市内業者のみとする。

（2）発注業種について、市内業者が存在しない場合は、すべての有資格者とする。

（3）発注業種について、市内業者が入札参加対象者数に満たない場合には、市内業者のほか、当該入札参加対象者数を満たすまで次のアからオに定める者をその順に従って対象者に加える。

ア 準市内業者

イ 柏市又は流山市に本店を有する者

ウ 松戸市又は野田市に本店を有する者

エ 前3号アからウに定める者を除くほか、千葉県内に本店又は受任事務所を有する者

オ その他すべての有資格者

3 一の発注業種において市内業者により入札を執行した結果、応募者が入札参加対象者数に満たない入札が2回以上あったときは、次回以降の入札における参加対象者は、前項第3号により定めるものとする。

4 発注する業種に係る入札参加資格要件として過去の受注実績等を求める場合であって、発注業種の特异性により要件を満たす業者数の把握が困難である等第2項に定める要件によりがたいときは、理由を明らかにした上で、有資格者の中から別途参加対象者を定めるものとする。

(入札参加資格要件)

第2条 入札に参加できる者は、有資格者のうち次の資格要件を満たしているものとする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項の規定による制限を受ける者でないこと又は同条第2項の規定により現に資格停止の処分を受けていないこと。

(2) 第3条第1項に規定する公告の日から入札執行日までの間、我孫子市建設工事等請負業者指名停止要綱(平成15年訓令第8号)に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

(3) 入札日前6月以内に手形又は小切手の不渡りがないこと及び手形交換所による取引停止処分を受けた者にあつては、当該処分の日から2年を経過していること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの更正手続開始決定がなされていること。

(5) 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの更正手続開始決定がなされていること。

(6) 局長が必要な資格要件を設けたときは、その資格要件を満たしていること。

(入札の公告)

第3条 契約主管課長は、入札を執行しようとするときは、政令第167条の6及び我孫子市水道事業経営管理規程(平成2年水道事業管理規程第1号。以下「管理規程」という。)第451条の規定により公告しなければならない。

2 前項の公告をしたときは、我孫子市水道局ホームページに掲載する。

(仕様書等の配布)

第4条 入札に係る仕様書、設計書、図面等(以下「仕様書等」という。)は、指定する期間中、指定する場所において有償で配布する。

(質問及び回答)

第5条 仕様書等の内容に関する質問は、指定する日までに発注主管課長に対し質疑書をファクシミリにより提出する方法で行うものとする。

2 前項の規定により提出された質疑書に対する回答は、指定する日に我孫子市水道局ホームページに掲載する方法で行うものとする。ただし、質疑書の提出がない場合は、これを行わない。

(入札参加資格審査の申請)

第6条 入札に参加しようとする者は、公募型競争入札(建設工事以外)参加資格審査申請書(様式第1号)を所定の封筒(様式第2号)に入れ、指定された期日までに書留又は簡易書留の方法により提出しなければならない。

(入札参加資格の審査)

第7条 入札参加資格の審査及び資格の有無の決定は、発注主管課長及び契約担当課長が行う。

2 前項に定める入札参加資格の審査において、入札参加資格がないと認めた場合は、遅

滞なく公募型競争入札（建設工事以外）参加資格確認結果通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

（予定価格の公表）

第8条 予定価格は、第3条に規定する方法により、事前に公表する。

（入札の執行及び落札者の決定）

第9条 入札は、我孫子市水道局郵便入札実施要領（平成16年4月14日我水経第131号）に定める方法により行う。

2 契約主管課長は、提出された入札書を安全かつ適切な方法で管理しなければならない。

3 入札書の到着確認の問い合わせには、一切応じない。

4 入札書の開札は、契約主管課職員及び発注主管課職員が、指定する日時及び場所において、公開で行う。

5 落札者の決定は、入札書を開札した結果、予定価格の制限の範囲内の価格で最低の価格（最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをしたもののうちの最低の価格）をもって申込みをした者とする。

（入札の無効）

第10条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

（1）管理規程第459条各号に該当するもの

（2）入札書の記載事項に誤記又は記入漏れがあるもの

（3）入札金額の記載に訂正があるもの

（4）入札書に代表者又は代理人の記名押印がないもの

（5）入札書を入れた封筒に封かん（割印）がないもの

（6）誓約書が同封されていないもの及び代理人が行う入札において委任状が同封されていないもの

（7）所定の入札保証金を納付していない者（納付を免除された者を除く。）が行ったもの

（入札の取りやめ等）

第11条 入札に参加しようとする者が結託又は入札の公正を害するような不穏な行動をなし、入札を公正に執行することができないと認められるときは、契約主管課長は、その者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。この場合において、我孫子市水道局は、生じた損害を賠償する責を負わない。

（入札以外の契約）

第12条 次の各号のいずれかに該当する場合は、この要綱に基づく入札によらないことができる。

（1）実施時期、納期等の実施要件に照らして、入札によることが適当でない場合

（2）発注する業務、物品等の特殊性により入札に適さない場合

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、入札に関し必要な事項は、別に定める。